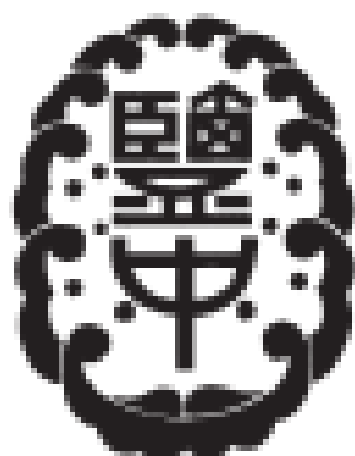


生徒手帳

令和7年度



蒲郡市立
塩津中学校

TEL 0533-68-2510

FAX 0533-67-8482

年 組

氏名

身分証明書注意

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは直ちに発行者に届け出なければならない。
- (4) この手帳は登校や外出の時には常に所持し、活用する。

—この手帳の目標—

- (1) 生徒としての身分を明らかにし、本校生徒としての誇りを保つために使いましょう。
- (2) 私たちが、自主的に多くのことを計画し、研究し、反省するために使いましょう。
- (3) 活みなぎる、さわやかな学校生活が送れるように、学校と家庭の通信・連絡に使いましょう。

第 号

身分証明書

下記の者は本校の生徒であることを証明する。

第 学年 組 番

氏名 (歳)
(平成 年 月 日生)

住所

令和7年4月1日発行

所在地 愛知県蒲郡市竹谷町上ノ山2番地

学校名 愛知県蒲郡市立塩津中学校

学校長 石 川



塩津中学生の目標



塩中生の行動宣言

- 「時・場所・場合に応じて自分で判断して行動しよう」
- 「健康・安全に配慮した学校生活を送ろう」
- 「自分と仲間を大切にし、互いに個性を認め合おう」
- 「落ちついて学習するための環境をつくろう」

目 次

校 歌	3
日 課 表	5
生徒会会則	6
生 徒 心 得	14
私たちの約束	15
服装について	18
頭髪について	20
蒲郡市内小・中学校の災害に関わる 保護者への連絡確認事項	21
悩みの相談	22
あいちこども相談	23

メモ欄

交通ルールと防犯心得

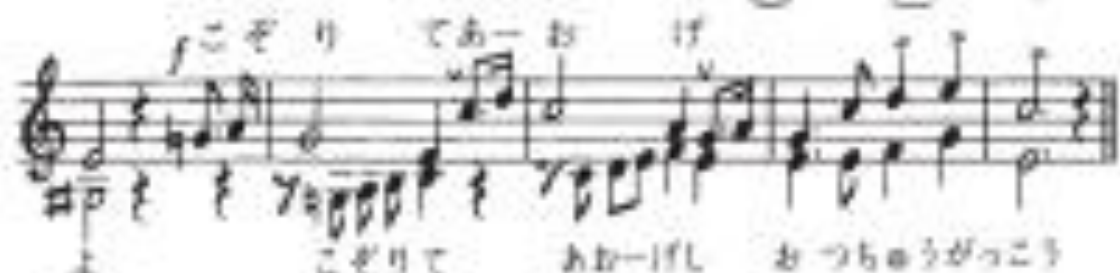
諸届と記録

行事と計画

塩津中学校校歌

作詞 山崎 敏夫
作曲 永見 貞三

明るく行進曲風に



校歌

作詞 山崎敏夫
作曲 水見貞三

- 一 ああ、日ににおう丘
行く雲も希望におどる
はてもなき はてもなき大なる空
わがつとめ日々にいそしみ
きずかん文化日本
受けつぐは
伝統の光栄よ
こぞりて仰げ
塩津中学校
- 二 ああ、さかんなる青
野にみちて吹く風きよし
あこがれの あこがれの遠き山なみ
手を取りてちかいもかたく
勤勞の心ひとつ
さっそうと
東海にそそり立つ
ほまれは高し
塩津中学校
- 三 ああ、潮けぶる海
としえに寄る波しろし
うるわしの うるわしの我らが郷土
火ともゆる理想はつねに
花咲く世界平和
並び立つ
健康の若き肩
たたえよその名
塩津中学校

日 課 表 塩津中学校

	平常校時	45分授業
登校完了	8:15	
朝の会	8:15～8:35	健康観察提出物チェック
		読書・学習・TTT
		担任の話、連絡
1	8:45～9:35	8:45～9:30
2	9:45～10:35	9:40～10:25
3	10:45～11:35	10:35～11:20
4	11:45～12:35	11:30～12:15
給 食	12:35～13:10	12:15～12:50
放 課	13:10～13:30	12:50～13:10
5	13:35～14:25	13:15～14:00
6	14:35～15:25	14:10～14:55
清 掃	15:30～15:45	15:00～15:15
夕の会	15:50～16:10	15:20～15:40
部活開始	16:20	15:50
	※本日は学校の日・簡単清掃 夕の会 15:30～15:50 部活なし	

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、蒲郡市立塩津中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、学校・地区及びP.T.A.と協力しつつ、積極的、自主的な活動を通して、学校生活の改善と向上をはかるとともに、社会の一員としての個性豊かな人格の育成と、健全なる校風の確立をはかることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は、塩津中学校の全生徒とし、各先生を顧問とする。

第4章 生徒総会

第4条 生徒総会は、全会員で構成し、学校長の許可を得て、生徒会長が招集する。

第5条 生徒総会は、4月・9月・2月に定期総会をもつほか、次の場合には臨時生徒総会を開くことができる。

(1) 生徒協議会が必要と認めた場合。

- (2) 会員の3分の1以上の要求があった場合。
- 第6条 生徒総会は、次のような機能をもつ。
生徒会諸活動の計画、報告、反省、要望、その他重要問題の提案、協議、議決。

第5章 生徒協議会

- 第7条 生徒協議会（以下、協議会という）は執行部員及び委員長・協議員とで構成する。議決権は、協議会役員を除く構成員が等しく1票ずつを有するものとする。なお、傍聴はこれを許可し、議長の指名があれば発言もできるが、議決権は有しない。
- 第8条 協議員が協議会に出席できないときは、その旨を議長につげたのち代理人を出席させなければならない。
- 第9条 協議会における役員（議長1名、副議長1名、書記1名）は3年協議員の中から選出する。ただし、協議会において互選することもできる。
- 第10条 協議会は、生徒活動についてのすべてのことを協議し、議決することもできる。
- 第11条 協議会は、月1回開かれる。ただし会長は、協議会の構成員の3分の1以上の要求があったときは、臨時協議会を招集しなければならない。
- 第12条 協議会は、活動の執行機関として、委員会を設置することができる。

第6章 執行部

第13条 生徒会執行部は、役員たる会長1名、副会長2名、3年執行委員2名（前期のみ）、2年執行委員2名、1年執行委員2名（後期のみ）をもって構成する。

第14条 執行部会は、月1回以上、会長が招集し、生徒会活動の全般について協議する。

第15条 執行部は、月1回程度の生徒集会を開催し、生徒会活動における会員との緊密化をはかるようにつとめる。

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、生徒会の代表として、生徒会を統率し、生徒総会・協議会・執行部会・通学団長会を招集し、その議事をすすめる。
- (2) 副会長は、会長を助け、会長に事故のあった時はこれを代行する。
- (3) 執行委員は、生徒総会・協議会・生徒集会等各会の議事の記録および各種文書の正確な記録・保存にあたりとともに広報活動を行う。

第17条 役員は、会員の3分の2以上の要求があった場合には就任しなければならない。その補充については、第8章第27条の規定による。

第7章 委員会

第18条 本会は、生徒会活動の実践にあたって必要な常設あるいは臨時の委員会を設けることができる。常設の委員会についてはその名称、種類を年度初めの方針により変更することができる。

第19条 各委員会は、委員長1名、副委員長1名、書記1名をおく。委員長は第8章第28条により、副委員長および書記は、委員会の互選により、選出される。

第20条 委員会は、委員長・副委員長・書記および各学級の係の全員によって構成されその任期は前後期ともに6か月である。ただし、再任は妨げない。

第21条 各委員会は、月1回の定例委員会のほか、委員長が必要と認めたときは、臨時の委員会を開くことができる。

第22条 委員会は次の機能をもつ。委員長は委員会における決定事項を会長に報告し、承認を得なければならない。

- (1) 協議会より付託された事項の討議および決定ならびに実践執行。
- (2) 学級と密接な連絡をとり、各種生徒会活動の立案および協議会への提案ならびに実践執行。

第23条 本会は、学級と、執行部との連絡の緊

密化および学級における活動の活発化のために学級代表者会をおく。

第24条 学級代表者会は、各学級の級長・副級長で構成し、月1回定期的に会合する。なお、この会には執行部役員も出席することができる。

第8章 選 挙

第25条

- (1) 選挙管理委員会は、会長、副会長、執行委員の立候補の受け付けをする。ただし、受け付け後の変更は認めない。
- (2) 生徒会執行部役員は、前後期ともに全会員の無記名投票によって選出される。ただし、前期選挙の場合は、1、2年生をもって投票権者とする。

第26条 執行部役員の任期は前期後期ともに6か月とする。ただし、再選はこれを妨げない。

第27条 執行部員の辞任・更迭又は執行不能の場合における補充については次のとおりである。

- (1) 会長は、その任期にかかわらず、会長を除く役員はその任期が3か月以上を経過していない場合においては第8章第25条を適用する。
- (2) 第1項に該当しない時は、次点者の繰り上げ当選により、次点者のない場合は協議

会において選出する。

- (3) 本条の適用により、委員長又は学級代表に補充の必要が生じた場合には、それぞれ第8章第28条又は第5章第9条によって選出する。

第28条 委員会の長は、委員の互選により、会長が任命する。

第9章 財 政

第29条 生徒会は、毎月一定額の会費を徴収し、その出納管理は生徒会執行委員があたり、顧問教師が監査する。

第30条 生徒会費の徴収額変更は、生徒総会において、出席会員の過半数の承認を必要とする。

第10章 学 級

第31条 学級は、級長1名、副級長1名、協議員2名、書記2名の役員および少なくとも委員会に準ずる係を設置する。なお、すべての生徒は、いずれかの係に所属しなければならない。

第32条 級長および副級長は、学級代表者会に出席しなければならない。

第33条 学級の役員および係は、その任期を6か月とし、学級において選出する。なお再選は妨げない。

第11章 通学団

第34条 通学団は、地域社会の人々と協力して、秩序ある校外生活の確立をはかるとともに、地域活動の中心となる。

第35条 通学団は、団長・副団長および書記を通学団会において互選する。ただし、副団長は書記をかねることができる。

第36条 通学団長は、通学団長会を構成し、協議会の要請あるときおよび通学団長会において必要と認めるときは、その代表1名が協議会に出席することができる。この場合、当該の問題については議決権を有する。

第12章 最高決定権

第37条 学校長は、生徒会の活動に関するいかなる問題に対しても認可、再審議の請求、修正および、拒否についての権限を有する。

第13章 会則の修正

第38条 会則の修正案は、生徒会執行部より協議会に提案され、協議会の3分の2以上の賛成によって発議し、学校長の認可を得たのち、全会員の過半数の賛成を得れば可決され成立する。

第14章 付 則

第39条 本修正会則は、学校長の認可を得たのち、全会員の4分の3以上の賛成が得られれば、直ちに施行される。

生徒心得

塩津中学校生徒会

私たちの願い

活みなぎる、さわやかな塩中生

私たちの生徒会スローガン

私たちの誓い

- 1 学習や諸活動は積極的にやります。
- 2 礼儀正しくします。
- 3 時間を守ります。
- 4 さっぱりした身なりをします。
- 5 人への思いやりを大切にします。
- 6 物を大切にします。
- 7 健康・安全に気をつけます。
- 8 きれいな環境づくりにつとめます。

私たちの約束

1 気持ちの良い生活

—三つの生活目標を励行する—

- (1) あいさつ・返事・良い姿勢
- (2) 大きな声で最後まで
- (3) 相手の気持ちを考えて

2 けじめのある生活

- (1) 開校時刻を守る。
- (2) 8時15分までには、登校を完了する。
- (3) 下校時刻を守る。

3 良識ある行動

- (1) ルールやマナーを守り、原則として通学路を通る。
- (2) 登下校は、体育着でもよい。
- (3) 寄り道や買い食いをしない。
- (4) 自転車通学は、(特別に)許可された者のみとする。
- (5) 不要な金品・貴重品・危険物などは、持っていない。
- (6) 紛失物・拾得物は、すぐに係の先生に届け出る。
- (7) 破損させたり、破損箇所を見つけたら、すぐ先生に届ける。
- (8) 特別教室や他学級の教室へは、むやみに

入らない。

- (9) 遅刻・早退・欠課・授業中に学習の場を離れる時、やむなく校外へ出る必要のある時などは、先生に申し出る。
- (10) 友人間で、金銭の貸し借り・物品の売買はトラブルの元となるので避ける。
- (11) スマートフォンやパソコンの利用は家庭で話し合い、正しく安全に利用する。

4 健康・安全

- (1) 規則正しい生活習慣、適度な運動・休息・睡眠、バランスのとれた食事、いい人間関係で免疫力を高めよう。
- (2) 手洗い・手指消毒をしっかりと、感染症等の予防に努めよう。
- (3) 体調の自己管理をしっかりとやろう。
- (4) 使用する器具・道具・場所等の安全点検を常に心がけよう。

5 交通安全

直接命に関わることであるから、交通法規やマナーは、堅く守る。特に、自転車に乗る時は

- (1) TSマークが貼ってある(有効期限1年)自転車を使用する。または、TSマークと同等以上の傷害保険に加入する。
- (2) ヘルメットを必ず着用する。

(3) 二人乗り・並進は、絶対にしない。

6 その他

(1) 欠席・遅刻は、始業前に、保護者が学校に連絡する。

(2) 自転車通学をしたい場合は、担任の先生を通して、係の先生に申し出る。

(3) アルバイトは、禁止。特別な事情がある時は、学校長に申し出て許可を受ける。

*「私たちの約束」は、所定の手続きを経て、学校長の許可が得られれば、改めることができる。



服装について

1 男子の服装

夏服＝上着は白カッターシャツまたは開襟シャツ。黒の長ズボン。

冬服＝黒色、つめ襟標準学生服。

（襟カラーをつける。襟カラー付きも認める。）

2 女子の服装

夏服＝上着は白色のセーラー服。スカートは黒または紺色、胸あて、黒色のスカーフをつける。（白線3本）

冬服＝上着、スカートともに黒または紺色。胸あて、黒色のスカーフをつける。（白線3本）

※男女とも

- コート、カーディガン、マフラーなどは使用しない。
- 冬期には、登下校時に寒さを感じたら手袋・ネックウォーマー・防寒着は使用してもよい。色や形に特に指定はないが、登下校に安全で防寒目的であるものとする。
- 夏期には、帽子（キャップ）を使用してもよい。
- 靴下は、無地かワンポイントとする。

3 通学靴

運動に適したものとする。

4 上ばき

規定の上靴を使用する。

5 体 育

- 学校指定のトレーニングウェア

男女共通のジャージ上下、半袖シャツ、ハーフパンツ、学校指定のTシャツ

※小学校で使っていたTシャツ、ポロシャツ、トレーナーも着用可

- 名札や刺繍はつけなくてもよいが、タグに油性マジックで書くなど必ず記名をする。
- これまでのように、名札を縫いつけたり、刺繍を入れたりしてもよい。その場合、場所や文字の色は特に指定しない。

6 給 食

当番はエプロン・マスク・三角巾を着用する。

7 体育館

専用シューズを用いる。

※ただし、特別な事情のある生徒は、担任に申し出て、指定以外のものを使用することもできる。

8 リュック

- ロッカーに収まるもの。
- 教材の持ち運びに適したもの。
- 両肩にかけられるもの。

頭髪について

常に中学生らしい、さっぱりしたものにします。

- 1 整髪剤は、使わない。
- 2 肩にかかったら、縛る。
- 3 カールはしない。パーマをかけない。
染めたり脱色したりしない。

＊上記の規定に触れないよう、いつも留意して清潔を保つこと。

蒲郡市内小・中学校の災害に関わる保護者への連絡確認事項

次のような状況の時、市内小・中学校は臨時休校（休校）となります。

令和5年10月1日改訂

【登校前】

- ア 朝の時の段階で、
- ・蒲郡市に大雨による「洪水（河川氾濫）」・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4（「避難指示」）が発令されているとき
 - ・暴風（暴風警）警報・特別警報が発令されているとき
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたとき
 - （学校から「授業再開」の連絡がされるまでは、臨時休校（休校）
 - ウ 蒲郡市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき
 - （学校から「授業再開」の連絡がされるまでは、臨時休校（休校）
 - エ リアラーン発令時、停道とサイマル攻撃対象地域となったとき
 - （午前10時までに安全は確認された場合は、安全に決意し、各校）
 - オ 上記以外の場合で、学校から事前にお知らせ、または、安心ひろめーる等で「臨時休校」の連絡があったとき
 - ※①「警報・三河湾」に発令された津波警報・大津波警報に付しては、手配ごとに対応が異なります。
 - ※②上記ア～オにかかわらず、県連警が「警報は危険」と判断した場合は、自宅待機をさせ、安全確保に努め、速やかに学校へご連絡ください。

【登校・下校中】

- 登校中に、アの気象警報・避難指示が発令されたとき
- または、登校・下校中に、イの状況になったとき
- 帰宅し自宅待機
- （ただし、自宅に家族がいらないなどを告め、登校した方が安全と判断される状況の場合は、一旦学校に避難する。）
- 地震発生の場合
- 安全な場所や避難場所（倉、受け入れ可能な家）に避難
- その後、学校か自宅に近い方に連絡
- ※① 親子で通学路を点検して、「安全な場所」「避難場所（避
難受け入れ家屋）」について確認しておくこと。
- ※② 学校に避難した児童生徒についてのその後の対応は、
【在校時】と同様です。
- リアラーン発令時、停道とサイマル攻撃対象地域となったとき
- できる限り速やかに避難を建物に避難する。速く避難
がない場合は、建物に身を隠すか道端に伏せ頭部を守る。

【在校時】

- 在校時：アの気象警報・避難指示が発令されたとき、または、イ～オの状況になったとき
- 安全確認の上、保護者への引き渡しなど、速やかに下校させます。**
- ※① 上記ア～オにかかわらず、保護者が「下校は危険」と判断した場合は、学校から連絡がなくても、保護者の方は速にきてください。途中の通学路の状況や学校へ向かうことが危険であることが判明される場合は、決して無理をしないようにしてください。保護者が迎えに来ることで、児童生徒を学校に待機させます。
- ※② 上記アの気象警報・避難指示にかかわらず、一歩学校による通学路の危険がある場合は、速に学校の対応に付します。（7時前開設の学校はあらかじめ閉校します。）
- ※家族みんなで防災会議を開き、非常災害時での家族との連絡方法・避難場所・引き渡し方法を確認しましょう。
蒲郡市の「防災」・「安心ひろめーる」・「Video 防災情報」・「X(旧 Twitter)」・「ホームページ」を通じて、避難情報・気象情報が提供されます。

悩みの相談

進路、性格、身体、友人関係などで悩みを持ちながら毎日を過ごしている人がたくさんいます。

悩みはそのままにしておくとだんだん大きくなって、自分の力だけでは解決できなくなってしまうことが多いものです。悩みは小さいうちに先生・両親・友人など身近な人に相談して解決しましょう。しかし、中には身近な人に知られたくないような悩みもあるでしょう。このような人のために、次ページのような電話相談の機関があります。

あなたの名前や学校名を聞かずに、あなたの身になって相談にのってくれます。だれにも知られたくないような悩みのある時、気軽にダイヤルしてみましょう。



あいちこども相談

SNSで相談できます！
身近なSNSを使って、皆さんの様々な悩みについて、誰にも知られずに簡単に相談できます。気軽に相談してみてください。

◎使用するアプリ LINE

◎相談時間 毎週火・木・日曜日の午後4時～午後10時

※長期休業明けの数日前からは毎日相談できます

(8/25～9/8、1/2～1/17)



◎対象者 公立小中学校の小学4年生から中学3年生までの児童生徒（名古屋市除く）

- 臨床心理士等の専門的な資格をもった人が相談に対応します。
- 相談は匿名（※名前を隠して知らせないこと）でできます。
- 以下の二次元バーコードを読み取るかIDで検索をして、友達登録をした後、事前アンケートに答えると相談ができます。



LINE ID：@aichi-kodomosoudan

一人で悩まないで相談しましょう！

(令和5年4月発行)

いじめ、不登校、虐待、非行問題…で悩んでいるあなた。そして家族の皆さんの悩みの相談に応じます。秘密は守られます。安心して電話してください。

24時間子供SOSダイヤル

「子どもSOS ほっとライン24」

全国共通ダイヤル

☎0120-0-78310

フリーダイヤルで、通話料は無料です

(IP電話の一部はつながりません)

*いじめの問題だけでなく、自分や友だちの命に関わるSOSを相談してください

◎被害少年相談電話〔愛知県警察本部〕

犯罪被害に関する相談は

☎0120-7867-70

(月～金 9:00～17:00)



◎家庭教育相談電話〔愛知県教育委員会〕

いじめや不登校等の家庭教育に関する相談は

☎052-961-0900

(月～金 9:00～16:00)

◎教育相談〔愛知県総合教育センター〕

いじめ、不登校、非行、学業、進路、先生の指導等に関する相談は

TEL 0561-38-2217

(月～金 9:00～17:00)

◎教育相談こころの電話〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕

友達、勉強、学校、家族のことで困ったときの相談は

TEL 052-261-9671

(年末年始を除く毎日10:00～22:00)

◎児童相談所虐待対応ダイヤル〔各地区児童相談所〕

育児や子育て、虐待等に関する相談は

TEL 189 (いち・はや・く)

【あなたの住んでいる市町村の相談窓口】

* 蒲郡市子ども・若者相談窓口

TEL (0533) 95-3100

seisho-c@city.gamagori.lg.jp